

国地方合わせて936兆円、単純に一家族当たりにするとなんと1,802万円というから、もう天文学的数字である。消費税増税には反対であるが、ではどうすればいいのか、どうすべきなのか。加えて、TPP参加問題。もし日本が加われば、大規模な構造改革が進み、雇用問題が深刻化するのは必至とみられ、様々な分野、運動に影響をもたらしそうだ。確たる答えを探し当てたいと、心ある人々は考えている。

このような疑問を携えて、日本租税理論学会理事長でもある関西大学教授・鶴田廣巳先生から、この時期に、ざっくばらんな話を聞く。こういうチャンスはまたとないものと思う。

国税通則法改正

納税者の権利の残された課題

今般の国税通則法改正についての評価は分かれます。納税者権利憲章制定を推進してきた人々の間にさえ、これを「改悪」と断じる者あれば、他方に納税者権利保護にとって前進面が切り開かれたとの評価がある。

思い起こせば、名著「質問検査権の法理」（故北野弘久日大教授編）が世に出たのは1974年である。我が国政治経済の転換点においてであった。それからほぼ40年の歳月が経過している。その間に、納税者権利憲章の制定をめぐって多くの憲章案・法案が提案された。実務においても、納税者の権利拡充の「闘争」を背景に、課税庁をして対応転換をなさしめた。確定申告そのものを「申告権」として認めるべく申告期の税務署への納税者の「呼び出し・引き付け」が廃止され、税務調査は事後調査体系に移行した。総務省行政監察局（当時）による「税務行政監察」が行われて多くの課題が勧告された。税務行政内部でも国税庁監督評価官室が事務運営改善を提言した。そして、情報公開法が施行され、国税庁は実施庁の枠組みのもとで実績評価対象機関とされた。

このような、大きな環境変化の下で、民主・共産・社民党の野党共同による「国税通則法改正案」が議員立法の形で国会審議にかけられた。廃案となつたものの、共同提案者でもあり、やがて政権交代を果たした民主党が、総選挙の際の政策に「納税者の権利憲章制定」を掲げ、その実現が現実の課題になったのである。

その後の経過は生々しく、また記憶に新しいので割愛するが、提案された国税通則法改正案（国税手続法に改称予定）は2度の修正を受け、主として自民党の反対と「三党合意」というその後の

政治動向を示唆する政治枠組みの下で、国税通則法改正として終結した。とりわけ、調査手続においては、事前通知と終了手続等が法律上明確化され、本年1月から実施に移されている。

法改正にあたり、その附則106条において、今後の改正への足掛かりが残されているが、自公政権への再度の政権交代の下で、一見後退したかにみえる納税者権利憲章制定・納税者権利保障法制定課題は、どうなるのか、どうすべきかは、多くの納税者とその運動に携わる人々の関心の高い問題である。その結論を見出すうえで、納税者の権利保護法制における「残された課題」は何かを明らかにすることは、今後の運動構築にも前提条件を与える点で、極めて重要なことであろう。

法律の改正がなされ、その施行が行われたばかりの時点で、しかも問題が顕在化していない状況下で改正法の是非を論じるのは困難を伴う。そこで、我が国租税法学界で、大きな足跡を残しておられる青山学院大学教授・中村芳昭先生に今後の課題を論じていただき、確かな方向性をつかみたいと思う。中村教授からは、当東京税財政研究センターに早い時期から様々なアドバイスを頂戴してきたことを付言しておきたい（中村教授は、センター刊行の近著『差押え』の監修者である）。公開研究会への多数の参加を期待したい。

「公開研究会」ご案内

日 時・一〇二三年四月一〇日（土）午前一〇時三〇分～午後四時四五分

講 会 場・東京税理士会館（JR代々木駅・千駄ヶ谷駅下車）

演 演 「租税行政手続きの課題」

青山学院大学法学部教授 中村 芳昭 先生

「わが国の税・財政改革課題／アベノミクスに対抗して」

関西大学経済学部教授 鶴田 廣巳 先生

パネル形式による質疑討論を予定しています。質問は大歓迎です。

ー 参加費は無料です。センター会員以外の参加も歓迎。

参加ご希望の方は別紙の申込用紙でー

四月一七日まで！

公開講座に107名参加

2月7日(水) 東京税理士会館で
改正通則法の施行受け盛り上がり

第48回公開講座は2月7日、千駄ヶ谷東京税理士会館2階大会議室で開催されました。

メインテーマは「改正通則法施行一国税庁の通則法解釈を読み解く／平成24年分確定申告のポイント」とし、4つの課題について4人の会員が報告をしました。冒頭挨拶に立った永沢理事長は「改正通則法を大いに活用、利用し、そのことで新たな納税者権利憲章を創る運動を盛り上げていける」と訴えました。

報告の1番手は通則法問題で第一人者といえる岡田俊明会員が、今1年間で様々な角度から出された問題点のポイントを絞って報告しました。参加者からも「最近事前通知を受けた。非常に参考になった」との声が寄せられています。

2番手は退職後入会間もない佐々木隆夫会員から税務現場の現状も交えた確定申告のポイント報告。今年度の調査の重点に「不動産所得」が上がっているというセンターならではの情報を報告。

「調査の傾向が見えて参考になった」とアンケートが寄せられています。



3番手は来年の税率アップが予定されている消費税。「対策は今からだ」と警鐘を鳴らす小田川豊作会員。特に建築工事などの長期にわたる事業者は注意が必要。詳細な報告は具体的で、実務経験豊かな報告者の面目躍如。「時間が少ない。もっと聞きたい」という声が寄せられています。

最後の報告者は八代司会員。元税務署の組合全国税が主催した全国税研の委員長。平成25年税制改正の内容と特徴について理論的に解説しました。

全体について参加者からは「課題を詰め過ぎのきらいはあるが、実務的注意事項と多方面からの検討が加えられ、レベルの高い研修でした」とのアンケートが寄せられています。

第49回公開講座は10月に予定しております。改正通則法による調査の実例など実践的な課題を予定しております。ご期待ください。

『差押え』出版記念シンポジウム

8月第20回通常総会で～三役会議で確認

昨年11月に出版した『差押え 実践・滞納処分の対処法』は、センター会員各位、全国税制懇話会の仲間、全商連、建設関係組合、自治労連ほか多くの皆様のご協力で順調に普及し、初刷り3,000冊を完売し、翌1月には2,000冊の2刷りを実施しました。

読者からは、「実務に役立つ」「この本を見せながら担当官と折衝した」「読んだけれども、もっと詳しいことを知りたい」といった、好反応が全国から寄せられ、販売数は当初のように爆発的ではありませんが、着実に伸びています。

そこで、東京税財政研究センター三役会は、『差押え』の出版記念会を本年8月23日、センターの定時総会のイベントとして行うことを決めました。この構想は、センター徴収部会、理事会を経て具体化されることになりますが、いまのところ、「パーティー」ではなく、シンポジウム方式が有

力です。これまで、この本の普及に協力いただいた団体・個人や国税・地方税・社会保険料等の滞納問題に関する人をそれぞれパネリストに考えられています。

センターでは、この出版記念会に向けて、新聞・テレビ・雑誌などのマスコミを活用しながら、滞納処分の実態を知らせることと合わせて、この本を「息ながく」普及させる方向で取り組んでいきます。

具体的な対象として、書店での一般読者への普及と合わせ、①国や市町村の徴収現場で苦労している徴収職員、②消費税増税などですますますクライアントの滞納増加が見込まれる税理士、③代理人としての活躍が期待される弁護士、④住民からの滞納相談の増加が見込まれる地方議員、⑤商工団体や建設関係組合等の役員・書記などに対して、普及行動を展開していきます。

センター活動日誌

- 11月9日 三重県建設労働組合
 11月11日 京都府保険医協会
 11月15日 埼玉土建一般労働組合
 11月16日 北海道税経新人会
 11月18日 埼玉商工団体連合会婦人部
 11月20日 徳島県建設労働組合
 11月23日 岩手県保険医協会
 11月26日 神奈川県商工団体連合会
 12月12日 神戸会計セミナー
 12月21日 世田谷生活と健康守る会
 12月22日 神奈川土建
 1月16日 神奈川県朝鮮商工会
 1月19日 日本大学現代税法研究会
 1月20日 広島民主商工会
 1月20~21日 神奈川土建
 1月21日 全建総連東京都連
 1月21日 臨時三役会議
 1月25日 所沢土建
 1月27日 狹山民商
 2月16日 町田健康守る会
 2月21日 臨時三役会議
 2月26日 重税反対世田谷実行委員会
 3月13日 町田税民協
 3月13日 所沢3.13行動



朝霧の長良川

『「実務」を土台にした
手引書』と評判沸騰!
会員の皆さんは既にお
手元にありますか?
お買い求めは
センターへ!

定価
1,000円

まとめ買いの割引は
センターへご相談を

第一刷刊行!
「差押え」

ホームページ情報
<http://touzeiken.net/>

更新
4/1

・第48回公開講座報告
 ・4月20日「公開研究会」案
 ご意見ご要望は center@touzeiken.net

当方、自慢じゃないが、からっきしの原発音痴。そこへ、「東電福島第一原発で停電、使用済み燃料プールの冷却が止まつたが、29時間ぶりに復旧した」との記事(3月20日付)が飛び込んできた。原因はなんとネズミだったらしい▼えつ!福島原発は、そもそも大事故以来ずーっと止まっていたハズ。なのに、なぜ、停電とかが問題になるの?こんな疑問を持つたのは、当方だけか。「原発通」いわく、「使用済みであろうとなかろうと、燃料棒は常時冷却しないと、核分裂反応の制御不能という事態になる」。これは「原発の宿命」という。だから、発電は停止中でも原発は常に動いているという。なるほど、それで最初の疑問は解けた▼東電は、「仮設」の配電盤の近くに小動物の死体があったことから、配電盤の端子に感電した可能性を指摘。当方の疑問はネズミ云々ではない。事故後2年以上も経つのに、なぜ「仮設」なのか。これが第一の疑問。万一、仮設であっても万全の感電防護策をとるのが大事故後の対応として当然。これが第二の疑問▼今回のトラブルのおおもとは、「現在の科学の力をもつしても放射性物質の制御が不能」という原発そのものにある。その点で「除染」問題にも疑問が:。仮に、莫大なお金と時間をかけて除染しても、除染によつて生じた膨大な汚染物の「行き場」がないという。日々排出される核廃棄物についても同じだ。それでも、再稼働なのか?これが最大の疑問である。

(K・K)

ザ・コラム